

第2期徳島県基本計画（ものづくり分野）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和5年4月1日現在における徳島県全域の行政区域とする。

概ねの面積は、41万5千ヘクタール程度（徳島県）である。

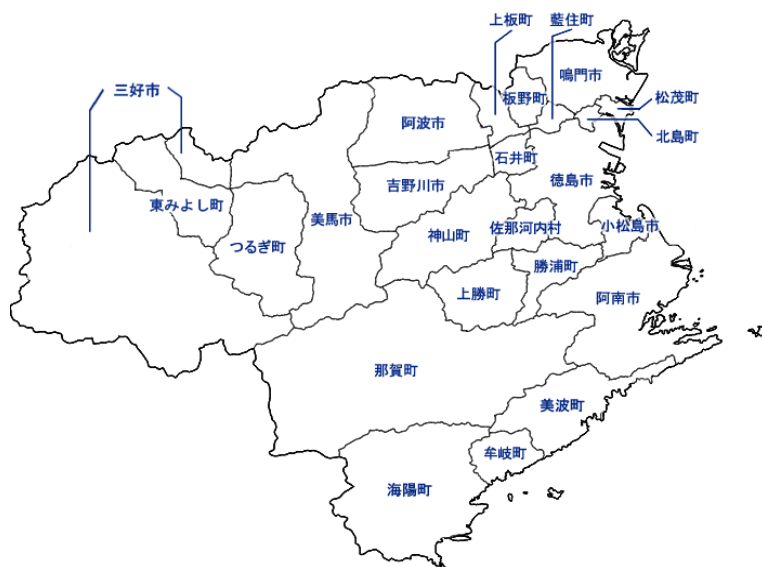
本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

地域経済牽引事業の実施に適さない以下の地域については、促進区域の設定を行わないものとする。

- ① 自然公園法に規定する国立公園、国定公園
- ② 徳島県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域
- ③ 徳島県立自然公園条例に規定する県立自然公園
- ④ 環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ⑤ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ⑥ 自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域
- ⑦ シギ・チドリ類飛来湿地
- ⑧ 国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境・生育域等）

なお、本県の港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、港湾計画に関連した促進区域及び重点促進区域を設定するにあたっては、同計画と調和して整合を図るものである。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件について

1) 拠点性、アクセスの良さ

徳島県は四国の東部に位置し、四国の東の玄関として、四国と近畿圏を結ぶ要衝として位置付けられている。

近畿圏とは、大鳴門橋で淡路島と、さらにその先では、明石海峡大橋で本州とつながり、自動車で鳴門市から神戸市まで約1時間、大阪市まで約1時間30分と、アクセスは良好である。

また、四国の他の3県と四国縦貫自動車道・四国横断自動車道により各県都が結ばれている。

海路については、東京や、和歌山市、北九州市と結ぶフェリーにより、大都市圏へ移動が可能である。

空路については、徳島市中心部から自動車で約20分の距離に徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）があり、東京、福岡へ定期便が就航している。

2) 自然的経済的社会的一体性

本県の総面積（約414,699ヘクタール）のうち森林面積が広く（約75%）、可住地面積は約25%であり、可住地は県東部の沿岸部と、吉野川、勝浦川、那賀川といった、水量の豊富な河川の流域に集中している。

圏域としては、徳島市を中心とする県央部、吉野川上流の県西部、那賀川流域の県南部の3つに大きく区分され、それぞれの圏域は幹線道路で結ばれており、県西部と県南部の中心都市間でも自動車で約1時間半と県内での移動は容易であり、県内全域が一つの経済圏域となっている。

また、今後、県南部への徳島南部自動車道や阿南安芸自動車道の整備により、さらに移動が容易になり、経済圏としての一体性が増すこととなる。

② インフラの整備状況について

1) 高規格道路

県内においては、東西に横断する徳島自動車道が整備されており、南北に縦断する徳島南部自動車道、阿南安芸自動車道は現在整備中である。

徳島南部自動車道は、「徳島JCT・徳島津田IC間」が開通しており、現在、「徳島津田IC・阿南IC」の整備が進められている。なお、「立江櫛淵IC・阿南IC間」については、令和7年度に開通予定となっている。

阿南ICよりさらに南に向けては、阿南安芸自動車道の整備が進められている。

また、鳴門市からは、神戸淡路鳴門自動車道で神戸市とつながっており、さらに、中国自動車道や名神高速道路といった大都市（大阪市、京都市、名古屋市など）へのアクセス網が整備されている。

2) 鉄道

徳島市を拠点として、県西方面はJR徳島線（佐古駅－阿波池田駅）、県南方面にはJR牟岐線（徳島駅－阿波海南駅）、香川県方面にはJR高德線（徳島駅－高松

駅)があり、JR牟岐線の終点阿波海南駅から高知県室戸市方面までは、車両自体が観光資源となり、道路と線路の両方を走行する阿佐海岸鉄道のDMV(デュアル・モード・ビークル)が通じており、県内外の主要都市を結ぶ鉄道網が整備されている。

3) 港湾

重要港湾徳島小松島港(徳島市、小松島市)、橘湾(阿南市)の2港のほか、地方港湾が10港ある。

徳島小松島港赤石地区は、1万5千トン級のコンテナ船が寄港できるコンテナターミナルであり、釜山(韓国)、神戸との定期コンテナ船が週3便就航している。

徳島小松島港沖洲(外)地区は、徳島南部自動車道と長距離フェリーなど大型船舶の輸送手段を組み合わせた円滑かつ迅速な輸送体系を確立することなどを目的とした「複合一貫輸送ターミナル」が整備され、本県と東京・北九州市を結ぶ、1万2千トン級のフェリーが就航している。

4) 空港

徳島飛行場(徳島阿波おどり空港)から、東京へ1日10往復(約1時間15分)福岡へ1日2往復(約1時間10分)が運航している。平成30年1月に国際線に本格対応した新ターミナルがオープンした。

③ 産業構造について

本県における製造業の令和2年の製造品出荷額(4人以上の事業所)は約1.8兆円となっており、産業分類別に見ると、化学工業(約34%)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(約23%)、食料品製造業(約9%)、電気機械器具製造業(約8%)、パルプ・紙・紙加工品製造業(約7%)の構成となっている。(出典「徳島県の工業/令和2年統計表」(徳島県HP))

④ 人口分布の状況等

国勢調査によると、本県の人口は、平成27年の755,733人から、令和4年には719,559人と5年間で約36,000人減少している。

市町村別に見ると「徳島市」「阿南市」「鳴門市」の順で多く、3市で県全体の50%(37.6万人)を超える。一方で「過疎地域」に指定されている13市町村(全部過疎11、一部過疎2)の内、9町村は人口1万人を切っており、工場等の立地による良質な雇用機会の創出が、特に重要となってくる。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県の県内総生産（令和2年度）を産業別に見ると、製造業が最も大きなウェイトを占めており、構成比29.3%は、全国（20.9%）を大きく上回る「ものづくり県」である。（出典「令和2年度 徳島県県民経済計算（徳島県HP）」）

県内には、出荷額の上位を占める医薬品製剤や無機化学工業製品などの「化学工業」やLEDをはじめとする「電子部品・デバイス・電子回路」の大手企業に加え、独自の技術力を活かし、高い世界シェアや国内シェアを誇るニッチトップ企業が立地している。

雇用面においては、製造業は従業者数の17%を占め、これは「卸売業、小売業（19.3%）」「医療、福祉（19.1%）」に次ぐ数字となっており、雇用機会の確保に大きく貢献をしている。（出典「令和3年経済センサス-活動調査 徳島県集計結果（確報）（徳島県HP）」）

また、移輸出においては、化学製品が構成比26.0%、電子部品14.8%、飲食料品8.3%、パルプ・紙・木製品が8.0%の順で上位になっており、県域を超えた需要については、この4項目で全体の半分以上を占めている。

（出典「平成27年徳島県産業連関表の概要」）

なお、県内経済は、「化学」や「電子部品」の大手企業に牽引されている部分が大きく、主要産業の更なる強化を進める一方で、第3、第4の主力と呼べる産業の創出、需要の開拓が必須となってくる。

今後、主要産業の強みは十分に確保しながら、地域経済を強力に牽引する新たな原動力となる産業の創出・集積に向け、関係機関が連携し、支援を一体的に展開することで、産業振興と雇用創出を図り、地域経済の活性化を目指していく。

(2) 経済的効果の目標

- ・ 1件あたり平均2.5億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を13件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3の波及効果を与え、促進区域で42.3億円の付加価値を創出することを目指す。
- ・ 42.3億円は、促進区域の製造業の付加価値額（約4,215億円）の約1%に相当し、地域経済に対するインパクトが強い。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	3,640 百万円	7,870 百万円	116%

計画終了後の値は現状及び新基本計画での目標値（4,230 百万円）を合算した値。

【5（3）で指定する業種の経済的効果の目標（指定する業種ごと）】

付加価値額	現状	計画終了後	増加率
業種：化学工業	186,471 百万円	190,053 百万円	1.9%
業種：非鉄金属製造業	170 百万円	273 百万円	60.7%
業種：電気機械器具製造業	15,493 百万円	15,882 百万円	2.5%

（算定根拠）

各業種とも、1億円の付加価値を創出する設備投資を更に1件ずつ呼び込み、前項の「地域経済牽引事業による付加価値創出額」の業種ごとに按分した目標値をそれぞれ1億円上回る付加価値の創出を目指す。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（1）～（3）の要件をすべて満たす事業をいう。

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（2）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が4,342万円（徳島県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（令和3年））を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で4.5%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で4.5%増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1.5%増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%増加すること。

なお、上記要件の（2）（3）については、地域経済牽引事業の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも短い場合は、事業計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進区域 1：地図上の位置 A】

阿波市阿波町西長峰（西長峰工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は12.4ヘクタール程度である。

本区域は、工業団地が存在しており、4社の製造業関連企業の工場が集積している。

市西部に位置し、四国縦貫自動車道脇町ICから約4キロと近接しており、四国・関西・中国地方へと延びる高速道路網を活用できる好立地条件にある。

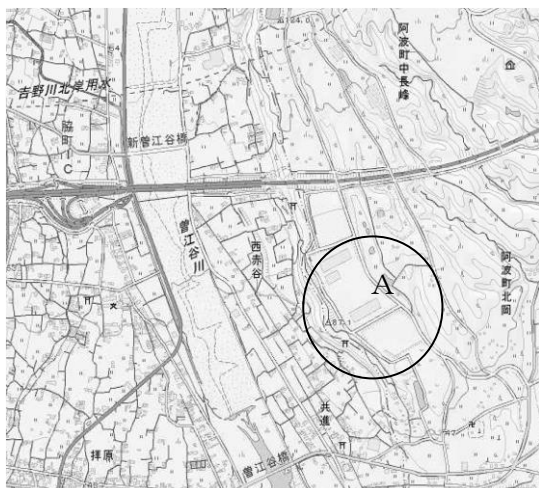
以上のことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

本区域は都市計画区域外である。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域内の農用地区域外である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。



国土地理院「電子地形図」より

A：重点促進区域 1

(阿波市阿波町西長峰

(西長峰工業団地) の区域)

【重点促進区域 2：地図上の位置 B】

三好市三野町加茂野宮字西島

// 字中島

// 字東島

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は4.5ヘクタール程度である。

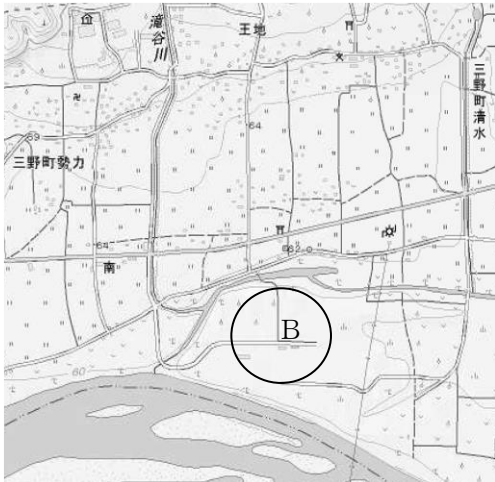
本区域は、地域の特性として林業振興を図るための木材流通加工団地として整備され、木材市場を中心に製材事業者等が集積された団地となっており、県道12号線からの進入路も整備され、大型車両の通行も容易であり、四国縦貫自動車道美馬ICから約10分と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所である。以上のことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進させることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

本区域は都市計画区域外である。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域内の農用地区域外である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。



国土地理院「電子地形図」より

B：重点促進区域2

(三好市三野町加茂野宮

字西島、字中島、字東島の区域)

【重点促進区域3：地図上の位置C】

美馬郡つるぎ町貞光字小山北（第2小山北工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は10.7ヘクタール程度である。

本区域は、7社の事業所が集積する場所であり、JR貞光駅から半径3キロ以内に位置し、四国縦貫自動車道美馬ICから4.5キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。また、1級河川吉野川の近隣に位置しており、工業用として使用する地下水が豊富にあることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものとする。

(関連計画における記載等)

本区域は都市計画区域外である。
農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域内の農用地区域外である。
また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 4：地図上の位置 D】

美馬郡つるぎ町貞光字小山北（小山北工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 4.6ヘクタール程度である。
本区域には、本県のブランドである阿波尾鶏を加工販売する事業所があり、JR 貞光駅から半径 3 キロ以内に位置し、四国縦貫自動車道美馬 IC から 4.5 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。また、1 級河川吉野川の近隣に位置しており、工業用として使用する地下水が豊富にあることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものとする。

(関連計画における記載等)

本区域は都市計画区域外である。
農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域内の農用地区域外である。
また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 5：地図上の位置 E】

美馬郡つるぎ町貞光字小山北（第 3 小山北工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 2.1ヘクタール程度である。
本区域は、小山北工業団地、第 2 小山北工業団地に近接する場所であり、JR 貞光駅から半径 3.5 キロ以内に位置し、四国縦貫自動車道美馬 IC から 4.5 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。また、1 級河川吉野川の近隣に位置しており、工業用として使用する地下水が豊富にあることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものとする。

(関連計画における記載等)

本区域は都市計画区域外である。
農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域内の農用地区域外である。
また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 6：地図上の位置 F】

美馬郡つるぎ町貞光字江ノ脇（江ノ脇工業団地）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は2.2ヘクタール程度である。

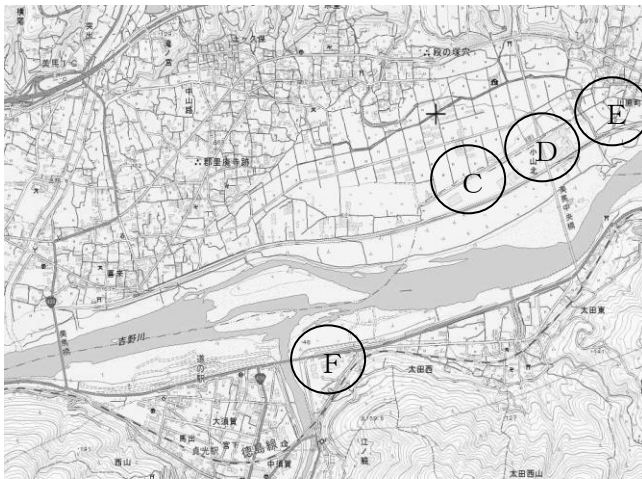
本区域は、国道192号線に近接する場所であり、JR貞光駅から半径1キロ以内に位置し、四国縦貫自動車道美馬ICからも4キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。また、1級河川吉野川の近隣に位置しており、工業用として使用する地下水が豊富にあることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものとする。

（関連計画における記載等）

本区域は都市計画区域内である。

都市計画マスタープランにおける記載：都市計画区域内の江ノ脇工業団地について、今後も立地企業を支援し、雇用の確保とともに周辺地域の経済の活性化を目指すとしている。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域内の農用地区域外である。また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。



国土地理院「電子地形図」より

- C：重点促進区域 3
（美馬郡つるぎ町貞光字小山北
（第2小山北工業団地）の区域）
- D：重点促進区域 4
（美馬郡つるぎ町貞光字小山北
（小山北工業団地）の区域）
- E：重点促進区域 5
（美馬郡つるぎ町貞光字小山北
（第3小山北工業団地）の区域）
- F：重点促進区域 6
（美馬郡つるぎ町貞光字江ノ脇
（江ノ脇工業団地）の区域）

【重点促進区域7：地図上の位置G】

松茂町中喜来字福有開拓

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ね面積は全体で10.8ヘクタール程度である。

本区域は、20社が集積している工業団地が隣接しており、この区域内に製造業1社が進出を計画している。

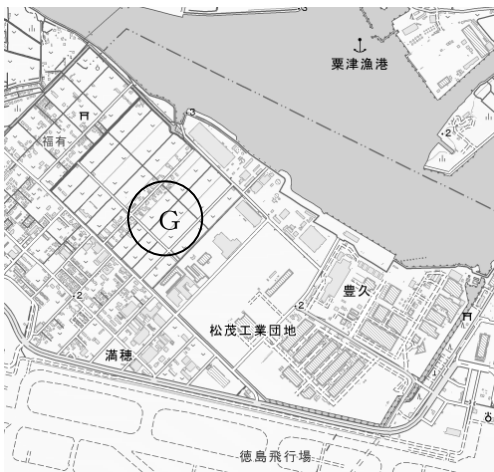
また、国道28号線から約600メートル、付近には徳島阿波おどり空港もあり、交通インフラの面で特に有益で工場立地に適した土地である。

以上のことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域を設定することとする。

(関連計画における記載等)

本区域は全域が都市計画区域内（市街化調整区域）であるが、松茂工業団地と隣接していることから、工業地の形成において一体性が図られており、無秩序な市街化を促進するようなものではなく、最適な区域である。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：本区域内の農地約10.0ヘクタールは全て農業振興地域内の農用地区域であるが、「松茂町農業振興地域整備計画」では、「本町の工業は、松茂工業団地を中心に発展してきており、陸・海・空の交通の結節点という有利な条件をいかした産業立地を促進する」とあり、整備計画の方針と調和する。また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。



G：重点促進区域7

**(松茂町中喜来字福有開拓
の区域)**

(2) 重点促進区域を設定した理由

【重点促進区域 1】

区域の設定に当たっては、四国縦貫自動車道脇町 I C から約 4 キロと近接している状況を生かし、阿波市阿波町西長峰に西長峰工業団地を設けており、現在 4 社の製造業関連企業の工場が集積する重要な生産拠点であることから、今後も重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定することとしている。

なお、この区域に遊休地はない。

【重点促進区域 2】

区域の設定については、既に製材業等林業関係事業者 3 社が稼働している三好市三野町加茂野宮に造成された区域とする。地域の特性である林業振興を担う製材事業者等が集積する木材市場を中心とした木材流通加工団地が形成されており、県道 12 号線から当該団地中心部まで 800 m、四国縦貫自動車道美馬 I C まで約 10 分とアクセスも良く、進入路も整備されて大型車両の通行も容易であり、交通インフラが充実した場所である。

この立地を生かし、地域経済牽引事業を重点的に促進するために、字西島、字中島、字東島の別に指定する区域を、重点促進区域として設定することとする。

なお、この区域に遊休地はない。

【重点促進区域 3】

区域の設定に当たっては、四国縦貫自動車道美馬 I C から 4.5 キロと近接している状況を生かし、つるぎ町貞光字小山北に第 2 小山北工業団地を設けており、現在、7 社の製造業等の企業の工場等が集積していることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定することとしている。

なお、この区域に遊休地はない。

【重点促進区域 4】

区域の設定に当たっては、四国縦貫自動車道美馬 I C から 4.5 キロと近接している状況を生かし、つるぎ町貞光字小山北に小山北工業団地を設けており、現在、1 社の製造業の企業の工場が立地していることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定することとしている。

なお、この区域に遊休地はない。

【重点促進区域 5】

区域の設定に当たっては、四国縦貫自動車道美馬 I C から 4.5 キロと近接している状況を生かし、つるぎ町貞光字小山北に第 3 小山北工業団地を設けており、製造業等の企業を誘致する予定であることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定することとしている。

なお、この区域に遊休地はない。

【重点促進区域 6】

区域の設定に当たっては、四国縦貫自動車道美馬 I C から 4 キロと近接している状況を生かし、つるぎ町貞光字江ノ脇に江ノ脇工業団地を設けており、現在 1 社の製造業関連の企業の工場が立地していることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定することとしている。

なお、この区域に遊休地はない。

【重点促進区域 7】

区域の設定に当たっては、製造業等 20 社が集積している工業団地に隣接した用地であることに加え、国道 28 号線から約 600 メートル、また、付近には徳島阿波おどり空港もあるなど、交通インフラの面で特に有益で工場立地に適した土地であり、現在、製造業 1 社が進出を計画していることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定することとしている。

なお、この区域に遊休地及び立地が可能な既存の工業団地はない。また、隣接した既存の工業団地にも新たな立地はできない。

- (3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域の設定別紙のとおり

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① LED 関連産業等の電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 医療関連産業等の化学工業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 機械器具及び金属製品製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ④ パルプ・紙・紙加工品製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤ 食料品や木材木工、繊維など本県の特性を活かした産業集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

出典「徳島県の工業／令和 2 年統計表」（徳島県 HP）

令和 3 年経済センサス-活動調査（大分類 E-製造業）確報概要
(HP 徳島県の工業))

- ① LED 関連産業等の電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積を活用した成長ものづくり分野

本県における電子部品・デバイス・電子回路製造業は、化学工業と並ぶ主要産業となっており、製造品出荷額は約404,190百万円で構成比は約23%、事業所数は10と多くはないものの、従業者数は9,082人と製造業中のトップを誇り、構成比は約20%に相当する。

本県の発光ダイオードの出荷額は233,149百万円で全国1位（全国シェア約81.0%）である。また、県では、平成17年に「LEDバレイ構想」を策定し、LED関連産業の集積と産業振興に取り組んでおり、現在、168社（令和5年3月末）まで集積が拡大するとともに、高品質なLED応用製品が数多く生み出され、国内はもとより海外市場への積極的な展開を図っている。

また、県内には、スマートフォン等の情報通信機器や車載用電子機器に必要不可欠で、需要が拡大し続けている半導体材料の製造を行う企業が立地しており、令和4年6月には生産能力拡大に向けた工場増設を行っている。

「半導体」は、国が経済安全保障推進法に基づく、特定重要物資に指定されており、重要物資の安定供給確保に繋がるとともに、国内外におけるDXの推進に資する産業である。

これらの産業集積を活用し、電子部品・デバイス・電子回路製造業の成長ものづくり分野において、高い付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進していく。

②医療関連産業等の化学工業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本県における化学工業の製造品出荷額は約610,933百万円で製造業中のトップを誇り、構成比は約34%に相当する主要産業となっている。また、従業者数は6,003人で構成比約13.5%に相当する。

鳴門市に立地している大手製薬企業グループの源流企業は、基礎的医薬品として医療に必須となる輸液の国内シェアの過半数を占める日本の輸液開発を牽引してきた企業である。関連して、医薬品・医薬部外品、医薬品原薬や有機化学品等を製造するグループ企業が、県内に広く立地しており、国内外の人々の健康に貢献するとともに、地域経済の牽引と雇用の場の創出に繋がっている。

また、人工透析に使用される粉末透析剤のトップメーカーや、試薬・医薬品原薬・化粧品・食品添加物等、様々な用途に使われる硫酸マグネシウムの生産量・販売シェアトップを誇る無機化学品メーカー、世界トップレベルの技術を持つ塩製造業なども集積している。

これらの産業集積を活用し、医療関連産業等の化学工業の産業集積を活用した成長ものづくり分野において、高い付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進していく。

③機械器具及び金属製品製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本県における機械器具等製造業は、製造品出荷額が約146,477百万円で、製造業中の構成比は約8%、事業所数は168で構成比は約16%に相当する。

金属製品製造業については、製造品出荷額の構成比は約4%だが、事業所数（従業者4人以上）の構成比は約9.5%、従業者数の構成比は約7%に相当する。

機械器具関連では、複数のベアリング製造企業が立地しており「ラジアル玉軸受」の出荷額は39,928百万円で全国4位（全国シェア約11.0%）、また、金属製品関連では金属製サッシ・ドアの出荷額が16,833百万円で全国2位（全国シェア約9.3%）を誇るなど、高い技術を有する関連企業が集積されている。また、自動車の電動化をリードする大手企業と車載用電池でトップレベルの品質を誇る大手企業2社が設立した企業が、車載用リチウムイオン電池の国内生産体制の強化を目的に新たな生産拠点を松茂町に立地し、令和5年1月には予定していた製造ライン全てが稼働を開始している。

徳島市には自動車の窓ガラス用加工機の製造で、世界シェア8割を誇る企業が立地しており、アメリカの大手電気自動車メーカーのガラスも当該企業の機械でガラスを加工しているなど、高い技術力が世界に認められている。

これらは、国が経済安全保障推進法に基づき、特定重要物資に指定する「蓄電池」や「工作機械・産業用ロボット」に該当しており、重要物資の安定供給確保に繋がるとともに、国内外におけるDXの推進やカーボンニュートラルの実現に資する産業である。

これらの産業集積を活用し、機械器具及び金属製品製造業の成長ものづくり分野において、高い付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進していく。

④パルプ・紙・紙加工品製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本県におけるパルプ・紙・紙加工品製造業は、製造品出荷額が約120,820百万円で、製造業中の構成比は約7%に相当する。

業界トップの企業が立地するなど関連産業の集積が進んでおり、県西部に企業が立地している「大人用紙おむつ」は出荷額25,373百万円で全国トップ（全国シェア17.9%）を誇る。また、工業用水処理や海水淡水化、下水・排水の再利用等、様々な分野で利用される「分離膜モジュール」の製造に必須となる「分離膜支持体用不織布」の生産において、世界トップシェアを有する企業が立地している。

分離膜モジュールは、世界的な水資源の問題や環境汚染問題の解決に必要不可欠で需要が高まっていることから、現在、小松島市において生産拡大に向けた投資が進められており、国内外のGXの推進に大きく寄与するものと考えている。

これらの産業集積を活用し、パルプ・紙・紙加工品製造業の成長ものづくり分野において、高い付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進していく。

⑤食料品や木材木工、繊維など本県の特性を活かした産業集積を活用した成長ものづくり分野

本県における食料品製造業は、製造品出荷額は約161,506百万円で、製造業中の構成比は約9%、事業所数は225（構成比約21.1%）でトップに位置し、従業員数は6,771人（約15.2%）と電子部品に次いで多い。

また、繊維については事業所数が83で全体の4位、木材については事業所数が全体の5位と関連する事業所が集積している。

本県では、一級河川吉野川をはじめとする豊かな水量と、温暖な気候などの恵まれた自然環境や京阪神に近いという地理的条件を生かし、農林畜水産物、木工・木製品や繊維製品等が地場産品として栄えている。

農林畜水産物では出荷量で全国上位にランクされているものも多く、すだち、わかめ、なると金時、阿波尾鶏などは全国的にも有名で、様々な種類の商品が製造されている。

また、木材木工については、豊富な森林資源を背景に地場産業として発展してきたことによるもので、一般製材のほか、洋家具、鏡台、住設家具等の製造にかかる企業が集積している。

繊維については、本県は、藍染めの元となる藍染料「菜（すくも）」づくりの本場として有名であり、「綿・スフ・麻織物精練・漂白・染色」の出荷額は全国1位（全国シェア約57%）であるほか、化学繊維では、超高分子量ポリエチレン（PE）繊維を原料とした釣り糸において、国内トップのOEM供給を行う企業が立地している。

これらの産業集積を活用し、食料品や木材木工、繊維など本県の特性を活かした産業集積を活用した成長ものづくり分野において、高い付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進していく。

（3）地域経済の成長と発展に特に資するものとして指定する業種

日本標準産業分類における中分類で次の業種を指定する。

- ①化学工業
- ②非鉄金属製造業
- ③電気機械器具製造業

（4）指定の理由

蓄電池は、電動自動車やIT機器などに活用され、「2050年カーボンニュートラル」や、デジタル社会の実現に欠かせない、経済安全保障上の重要物資の一つとされている。

日本では、2022年8月に「蓄電池産業戦略」を策定し、国内製造基盤の確立や製造能力の確保など、関連施策の取組みが進められている。

こうした国の動きに対応して、県内に大手電池メーカーや、電池の主要部材メーカーが立地している強みを活かし、新たな成長産業を創出するため、本県では、令和6年7月に「徳島バッテリーバレイ構想」を策定し、蓄電池関連産業が集積する「バッテリーバレイ」の構築を進める。

「徳島バッテリーバレイ構想」では、「本県の立地環境を活かし、蓄電池関連の工場や研究所の誘致活動を展開する」、「県内企業の蓄電池関連産業への事業転換を促進する」、「蓄電池の開発・製造・供給という『動脈産業』だけでなく、回収からリサイクルに至る『静脈産業』への事業転換や誘致を促進する」ことに取り組むこととしており、これにより、2030年に製造品出荷額等3,000億円及び従業員数5,000人（当該構想の「第3章2目標年次」に記載）を目指す。これを達成すべく、蓄電池の部素材の精練・製造（化学工業、非鉄金属製造業及び電気機械器具製造業）から、蓄電池製造（電気機械器具製造業）までの蓄電池製造に係るサプライチェーンを幅広く網羅する業種を指定する。

①化学工業

本県における化学工業は、付加価値額の伸び率が174.5%と全国平均の0.4%を大きく上回るほか（「経済センサスー活動調査」における令和3年と平成28年の数値を比較、以下、①～③において同様）、従業者数は43.4%伸びるなど、本県の経済の成長と発展を支える業種である。

②非鉄金属製造業

本県における非鉄金属製造業は、付加価値額の伸び率が466.7%と全国平均の10.2%を大きく上回るほか、従業者数は450.0%伸びるなど、本県の経済の成長と発展を支える業種である。

③電気機械器具製造業

本県における電気機械器具製造業は、付加価値額の伸び率が35.8%と全国平均の0.6%を大きく上回るほか、給与総額は68.7%伸びるなど、本県の経済の成長と発展を支える業種である。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

本県の地域の特性を活かしながら、地域経済牽引事業を促進するためには、地域の事業者ニーズを把握し、事業環境整備に適切に反映していく必要がある。

各種の事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用しながら、積極的な対応を行い、事業コストの低減や本県ならではの強みを持った事業を創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の課税免除措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置等に関する条例を制定している。

② 地方創生関係施策

「5(1)の①～⑤の成長ものづくり分野」において、必要に応じてデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、設備投資等の支援を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

地域企業の技術力向上のために、必要に応じて公共データを提供していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決のための相談窓口を徳島県経済産業部企業支援課内に設置し、対応を行う。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① スタートアップへの支援

とくしま産業振興機構内に「創業コーディネーター」を配置し、創業相談、事業計画の策定、創業後のフォローアップまで一体的支援を行っている。

また、徳島県内の起業家や社会人、学生などのアントレプレナーシップ（起業家精神）を持つ方々を、先輩起業家らが育成・支援する「T I B（徳島イノベーションベース）」と連携し、各種セミナー等を行っている。

② 地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

国が経済安全保障推進法に基づき指定する特定重要物資に該当する、電子部品や蓄電池、医薬品等に対応する産業を、製造業にかかる建屋・設備を対象に補助を行う「企業立地補助金」において「成長分野産業」に指定しており、補助率や限度額等の面で特に優遇を行っている。

③ 人材確保に向けた支援

県が開設した「すだちくんハローワーク」では製造業を中心にした技能・技術者をターゲットに職業紹介や職業相談等を行っている。

また、中小企業等が、事業創出力の強化や経営の改善等に繋がるような高度な専門性を持つ人材を、県外から新たに雇用する際に、企業が負担する人材紹介手数料に対して支援を行っている。

④ 産業用地の確保に向けた支援

工場適地にかかる相談窓口を徳島県経済産業部企業支援課内に設置しており、企業ニーズの聞き取りを行うとともに、市町村と密に連携を取りながら、詳しい情報の提供や、必要に応じて現地案内を行う。

また、工場適地の情報について、掲載可能な物件は、ホームページ「企業誘致ガイド」に掲載し、速やかな情報提供を行う。

⑤ 賃上げ促進

国の「業務改善助成金」に上乗せする助成金により、原油・原材料価格の高騰等が長期化する中、設備投資等の生産性の向上に取り組み、賃上げを行う中小・小規模事業者の支援を行う。

⑥ G X の促進支援

製造業にかかる建屋・設備を対象に補助を行う「企業立地補助金」に整備しているG X投資向けの補助メニューや、融資制度を活用し、企業の脱炭素化の促進を支援する。

また、令和4年8月に発足した、産学官金で構成される「ものづくり企業G X推進コンソーシアム」による情報提供・交流・製品開発支援・人材育成等を通じて、G X関連ものづくりを推進する。

⑦ DXの促進支援

製造業にかかる建屋・設備を対象に補助を行う「企業立地補助金」に整備しているDX投資向けの補助メニューや、融資制度を活用し、企業のビジネスモデルの転換の促進を支援する。

また、令和3年7月にとくしま産業振興機構に設置した「とくしまDX推進センター」では、コーディネーターによる相談対応や技術的助言等の伴走型支援を実施している。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	令和6年度	令和7年度・・・	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の課税免除措置等	運用	運用	運用
②地方創生関係施策	必要に応じて交付金を活用	必要に応じて交付金を活用	必要に応じて交付金を活用
【情報処理の促進のための環境の整備】			
支援機関による情報提供	必要に応じて公開	必要に応じて公開	必要に応じて公開
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口での対応	運用	運用	運用
【その他の事業環境整備に関する事項】			
①スタートアップへの支援	運用	運用	運用
②地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強化の支援	運用	運用	運用
③人材確保に向けた支援	運用	運用	運用
④産業用地の確保に向けた支援	運用	運用	運用
⑤賃上げ促進	対応	対応	対応
⑥GXの促進支援	運用	運用	運用
⑦DXの促進支援	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の促進に当たっては、「徳島県立工業技術センター」や「公益財団法人とくしま産業振興機構」、「国立大学法人徳島大学」など、地域に存在する支援機関が十分に連携し、それぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 徳島県立工業技術センター

県内企業の技術力の向上を図り、本県産業の振興を技術面から支援するため、研究開発や試験研究機器・施設の貸し出し、依頼試験・分析、技術支援・相談等の業務を行うとともに検定・検査業務を行っている。

また、「LEDトータルサポート拠点」として位置づけられており、製品の開発・生産に不可欠な性能評価体制を構築し、県内企業によるLED応用製品の開発・生産への技術支援を行っている。

② 公益財団法人とくしま産業振興機構

県内中小企業が時代の変化に的確に対応し、活力ある多様な事業活動が展開していけるよう「新事業創出」「経営革新」「技術開発支援」「販路開拓」「人材育成」等の事業を総合的、一元的に支援している。

また、機構内に設置された「とくしまDX推進センター」では、企業のDX推進に向けたきめ細やかな相談対応や技術的助言等の伴走型支援を実施している。

③ 国立大学法人徳島大学

平成31年3月に光科学の研究拠点として「ポストLEDフォトンクス研究所」を設置し、光科学に関するトップレベルの研究者の招聘など、次世代LEDの研究を推進するほか、グローバルかつ複合的な視点から科学・技術・産業・社会の諸領域においてイノベーションを創成できる高度専門職業人材の養成に向けた分野横断型大学院「創生科学研究科」を創設し、光関連人材の育成強化を図るなど、次世代LEDの光源開発・応用研究に取り組んでいる。

④ 一般財団法人四国産業・技術振興センター

昭和59年の設立以来、四国地域の産業・技術の振興を図り、地域経済の発展に貢献することを目指し技術開発支援・販路開拓支援に取り組んでいる。

また、平成20年に発足した四国地域イノベーション創出協議会の事務局として、産学官金の支援機関やイノベーションコーディネーターと連携し、企業の事業活動の課題の解決に、ワンストップでシームレスに支援するよう取り組んでいる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

企業等の事業活動に伴う周辺住民への生活環境への影響については、県と市町村が連携を図り、大気汚染や水質汚濁の防止、騒音・振動の抑制などの助言や指導を行い、環境負荷の低減に向けた取組を促進し、地域の環境保全に十分配慮を行う。

また、地域経済牽引事業を行う際に発生した課題に対しては、県、市町村、関係機関が連携して課題の解決に向けて事業者へ適切な指導等を行うとともに、地元住民に対して十分な説明を行うなど、住民の理解の確保に努める。

本県は、瀬戸内海沿岸部に位置するため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」を遵守する。

なお、促進区域内には鳥獣保護区が含まれるが、原則として当該区域を含む地域経済牽引事業計画は承認しないものとし、やむを得ず当該区域を含める必要がある場合は、地方環境事務所及び県の自然環境部局と十分調整を図ることとし、地域経済牽引事業の実施により自然環境へ重大な影響がないよう十分な配慮を行う。

(2) 安全な住民生活の保全

本県では、「徳島県安全で安心なまちづくり条例」に基づき、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割のもと、相互に連携、協力し、防犯意識の高揚を図るとともに、自主防犯活動の推進及び犯罪の防止に配慮した防犯施設の整備等の環境整備に努め、安全で安心なまちづくりを総合的に推進し、県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指すこととしている。

地域経済牽引事業を行うにあたっては、上記条例の趣旨に基づき、事業活動に伴う地域の産業集積によって、犯罪・事故が増加したり、地域の安全と平穏を害することのないようにするため、事業者、県、市町村等は県警と連携し、地域住民の理解も得ながら、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故発生時における警察への連絡体制の整備等に取り組み、安全・安心なまちづくりに努めていく。

(3) その他

① P D C A体制の整備

地域経済牽引事業計画の実施状況報告を受け、P D C Aサイクルによる進捗状況の把握や効果の検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて、事業の見直しや基本計画の変更を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

【重点促進区域7】において、農用地及び市街化調整区域が存在しているため、地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

(農地及び市街化調整区域の範囲)

【重点促進区域7】

・農地

松茂町中喜来字福有開拓

198, 199, 200-1, 200-2, 200-3, 201, 203, 204, 205, 206, 207, 209, 210, 211, 212, 219, 221, 222-1, 222-2, 222-3, 224, 225, 226, 228, 230, 231, 232-1, 232-2, 234, 235, 236, 238, 239-1, 242, 243, 244, 246, 247, 248, 249-1

・市街化調整区域

松茂町中喜来字福有開拓

198, 199, 200-1, 200-2, 200-3, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 218, 219, 220, 221, 222-1, 222-2, 222-3, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232-1, 232-2, 233, 234, 235, 236, 238, 239-1, 239-2, 240-1, 240-2, 240-3, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249-1, 249-2, 250

(公共施設整備の状況)

本重点促進区域周辺には、徳島阿波おどり空港や国道28号線が整備されている。また、隣接する企業や一般家庭までは、電気・ガス・上水道が整備されているが、区域内は各種公共施設が未整備のため、必要に応じて事業者が整備を行う。

なお、現時点で、区域内で新たな公共施設整備を行う予定は無い。

(地区内の遊休地等の状況等)

区域内に遊休地は存在していない。今後、遊休地が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、遊休地等を優先的に活用することとする。

(他計画との調和等)

本重点促進区域に隣接する「松茂工業団地」は、第5次松茂町総合計画において、多くの企業が立地し、町の工業の中心を担うエリアに位置づけられているが、現在、団地に空きが無いことが課題とされている。本区域で実施する地域経済牽引事業は、製造業の工場等の誘致を見据えた、同計画で定める「地理的な優位性を生かした企業誘致を進めた雇用拡大」に資する必要最低限の土地利用となっており、計画の基本目標である「農業、商工業の調和のとれた産業基盤の確立」と調和のとれたものとなっている。

また、松茂町の農業振興地域整備計画においては「農業従事者の安定的な就業の促進計画」として「農業との調和に配慮し、本町工業団地に立地する企業等への就業を促進するなど、兼業農業者の安定的雇用促進を図る」とされており、農家の兼業化が顕著に進む中、持続可能な農業の実現に資する農業従事者の新たな雇用の場の創出に向けて、調和のとれたものとなっている。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域について、立地を想定していた事業者が取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて土地利用調整区域を設定することとする。土地利用調整区域に農用地等を含める場合において、市町村は土地利用調整区域を設定する際に、以下の方針により調整を行うこととする。【重点促進区域7】

① 農用地区域外での開発を優先すること

全域が農用地区域であることから、遊休地等が確認された時は、遊休地での開発を優先し、やむを得ず農用地区域内を開発する場合は、当該事業の部局と十分調整を行うこととする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

徳島県農業振興地域整備基本方針（令和4年3月31日変更）においては、令和元年の農業振興地域における農用地区域内の農地面積29.9千ヘクタールに対して、令和12年で29.2千ヘクタールの確保を目標としている。農地面積は令和4年3月末現在で目標を上回る29.5千ヘクタールが確保されているが、市町村が土地利用調整区域を設定するに当たっては、徳島県農業振興地域整備基本方針、市町村農業振興地域整備計画及び農業経営基盤強化促進法に規定される地域計画を踏まえ、地域計画の達成に支障が生じないようにするなど、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにする。

③ 面積規模を必要最小限とすること

②のとおり、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにしなければならない。

そこで、市町村が土地利用調整区域を設定するに際しては、事業者の具体的な事業内容及び施設の設置計画に基づき、面積規模は必要最小限としなければならない。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

土地改良事業等により面的整備が実施された農地は、これが実施されていない農地と比較して、明らかに営農条件が優れている。したがって、土地の合理的利用の観点からも、かかる公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農業上の利用を確保する必要がある。

そこで、市町村が土地利用調整区域を設定するに際しては、面的整備の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していない地域を含めてはならない。

なお、重点促進区域7については、面的整備の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過している。

⑤ 農地中間管理機構関連事業の取組みに支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。

また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

重点促進区域および土地利用調整区域の設定に当たっては、市街化区域内において現に宅地化された土地の活用を優先することとする。ただし、市街化区域において適切な土地が無く、かつ、地形・環境等の自然的条件、雇用、交通、土地利用、産業等の経済的社会的条件を総合的に勘案し、やむを得ないと認められる場合には、各種の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれることを前提に、市街化調整区域への設定を可能とする。

この場合、市街化調整区域において、大規模な公共施設整備を要することがないよう留意するとともに、地域経済牽引事業と関係のない施設、商業施設等の集客性のある施設、住宅等の市街化を促進する施設の新たな立地を誘発しないよう配慮を行う。

【重点促進区域 7】

(設定する区域)

松茂町中喜来字福有開拓

「重点促進区域 7」全域を「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」(令和 2 年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 2 号)(以下、基本方針)第一へ(3)②(v)の「地域における産業立地の促進のために必要と認められる区域」に設定する。

(立地条件)

本区域は、徳島自動車道「松茂スマートインターチェンジ」まで約 3 km、国道 28 号線まで約 600 メートル、主要地方道徳島空港線まで約 300 メートルと近接することに加え、県内唯一の空港に隣接するなど、県内外とのアクセスに優れた環境を有している。

「第 5 次松茂町総合計画」には、商工業の振興と雇用対策として「広域アクセス網が整備されていることから、地理的な優位性を生かした企業誘致を進めるとともに、町内での雇用拡大に努める必要がある(後期計画 p39)」と、「松茂町都市計画マスタープラン」には、良好な工業地の形成誘導として、「既存の産業集積や徳島阿波おどり空港のターミナル機能を活かすとともに、流通、生産、研究開発、資源循環といった新産業の誘致を図りながら産業地区の集積を促します。」と記載されている。

また、「徳島東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（徳島東部都市計画区域マスタープラン）」では、「工業地等については、徳島市や小松島市、阿南市及び松茂町の臨海部を工業・流通拠点として機能の充実を図る」と記載されており、本区域に工場、研究施設又は物流施設の集積を図ることは各マスタープランの内容に即している。

一方、町の工業の中心を担う「松茂工業団地」に空きは無く、また、市街化区域内では十分な用地が確保できない状況にあるため、雇用創出効果が大きい一定規模以上の企業立地に向けた十分な用地面積を確保するには、市街化調整区域しか無く、松茂工業団地と隣接する本区域は工業地の形成において一体性が図られており、無秩序な市街化を促進するようなものではなく、最適な区域である。

なお、「吉野川水系旧吉野川・今切川洪水浸水想定区域図」（国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所）では、本区域は浸水想定区域に含まれ、想定最大水深は0.5m～3.0mであるが、企業が立地する際には、隣接する松茂工業団地（想定最大水深0.5m未満）と同程度まで土地をかさ上げして造成することを想定しており、災害リスクの高いエリアは含まれない。



(対象施設)

「第5次松茂町総合計画」では「工業の振興」にかかる施策の体系として「企業誘致の促進」に加え、「既存企業・事業所の活性化」を掲げている（前期計画 p72）。

本区域は、大手蓄電池メーカーをはじめとする、製造業等の既存企業20社が集積する工業団地に隣接しており、交通インフラの充実といった地域特性を生かしながら、「5の(1)地域の特性及びその活用戦略」で示す「成長ものづくり分野」に該当する蓄電池関連の工場、研究施設又は物流施設の集積を図る。

以上のことより、同区域は高速自動車国道等のインターチェンジや幹線道路に近接して定める区域において立地する施設であることから、基本方針第一へ(3)②(v)に該当するものである。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(別紙) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

市町村名	NO	区域の名称	大字	字	地番
阿波市	1	西長峰工業団地	西長峰	—	2-9~2-13、20-2、21-1、22-1、95-2
三好市	2	中島	加茂野宮	西島	228-1、228-11、228-14、228-17、228-18、273-1、273-11、296-3、303-9、310-1、310-5
				中島	130-1、156-1、156-3、156-15、156-18~156-20
				東島	85-1、85-2
つるぎ町	3	第2小山北工業団地	貞光	小山北	56-4、73-1、74-1、74-5、85-1、88-1、89-1、89-6~89-15、112-1、115-3、115-5、115-6、115-8
	4	小山北工業団地	貞光	小山北	157-7、164-2、165-1、166-2、168-2、190-4、190-6、191-1、191-2、191-5、237
	5	第3小山北工業団地	貞光	小山北	242-1
	6	江ノ脇工業団地	貞光	江ノ脇	230-1
松茂町	7	—	中喜来	福有開拓	198、199、200-1、200-2、200-3、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、218、219、220、221、222-1、222-2、222-3、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232-1、232-2、233、234、235、236、238、239-1、239-2、240-1、240-2、240-3、241、242、243、244、245、246、247、248、249-1、249-2、250